

鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（下期分）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1）クリーニング所 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定による届出を行い、同法第5条の2の規定による構造設備の確認を受けたクリーニング所（洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うものを除き、令和5年3月31日以前に営業が開始され、本補助金の交付申請及び実績報告の時点で営業されているものに限る。）
- （2）事業者 クリーニング所を経営する者をいう。

（交付目的）

第3条 本補助金は、原油価格高騰の影響を大きく受けているクリーニング事業者を支援し、経営の安定化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（ただし、当該補助事業による収入があった場合はその額を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とする。
 - 3 本補助金の上限額は、別表第5欄に掲げる額とする。

（交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、令和6年2月29日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、令和6年5月31日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書は、様式第4号によるものとする。
 - 3 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（雑則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

別表（第4条及び第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 対象期間	4 補助率	5 補助金 上限額	6 重要な変更
クリーニング所の運営に要する重油及び灯油の購入	クリーニング所1箇所につき、次の（1）及び（2）の合計額 （1）重油の購入量（3の期間内に納入されたものに限る。以下同じ。）に1リットル当たり31円を乗じて得た額 （2）灯油の購入量に1リットル当たり34円を乗じて得た額	令和5年10月1日から令和6年3月31日までのうち事業者が選択する期間	1／2	5万円／箇所	補助金の増額を伴うもの

【注意事項】

- 1 本補助金の申請は、クリーニング所1箇所につき1回限りとする。
- 2 複数のクリーニング所を経営する事業者にあつては、クリーニング所ごとに上記により算定した補助金の交付を受けることができ、まとめて補助金を申請することもできる。